

戦後最大の家族法制の変更

離婚後共同親権の問題点を徹底検証

拙速な導入に反対するシンポジウム

法制審議会家族法制部会では、今年1月30日、戦後最大の家族法制の変更となる離婚後の共同親権導入を柱とする「家族法制の見直しに関する要綱案」を採択しました。

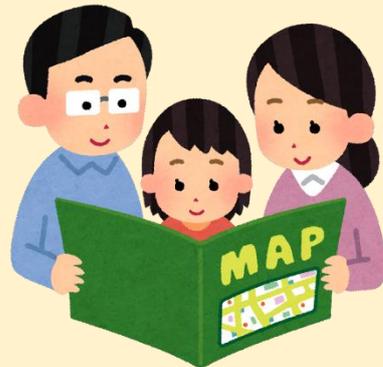
現在、未成年者の子がいる場合、離婚によってどちらかの親が親権者になりますが、これをどちらの親も親権者としてできる制度になります。

DVの被害を受けている親にとって、離婚後も親権を共同して行使しなければならないとすれば、離婚後もDVが続くことになってしまいます。DVを共同親権の例外とすれば足りるのでしょうか。DVが無くとも離婚に至るまでには相互不信が高じていることが多く、離婚後も緊密な連絡を保ち合意形成をすることは難しいのが実態です。

それでも、離婚した父母の両方が親権を持った方が子の福祉に適うのでしょうか。

戦後から続いてきた離婚後の単独親権制度は大きく変わりますが、国民的議論のないまま、DV被害者の懸念の声を置き去りにする形で家族法制部会で採決されたことは問題があります。私たちの生活にどのような影響があるのかも検証はされていません。

当シンポジウムでは、離婚後共同親権を導入したらどのような問題が生じるのか、そもそも導入の必要があるのかを徹底検証します。決して他人事ではありません。是非、当シンポジウムにご参加ください。



日時

2024年3月9日(土)

午後1時30分～3時30分

YouTubeライブ配信

<https://youtube.com/live/gfxpDmJNWc4>



参加費 無料

主催 札幌弁護士会

問合せ 011-281-2428

基調講演

岡村 晴美さん 愛知県弁護士会弁護士

2007年1月に弁護士登録

女性の権利擁護に関する事件を中心に取り組む

パネリスト

山崎 菊乃さん NPO法人 女のスペース・おん代表

北海道シェルターネットワーク事務局長

DVで悩んでいる方の相談、シェルター運営に携わる

竹信 航介さん 札幌弁護士会弁護士

元家庭裁判所調停官として、多数の家庭の問題に取り組む

コーディネーター

池田 賢太さん 札幌弁護士会弁護士